

## 事後評価シート

【評価年月】 平成17年 4月  
 【主管課・室】 廃棄物・リサイクル対策部  
                   適正処理・不法投棄対策室  
 【評価責任者】 適正処理・不法投棄対策室長 橋詰 博樹

### 施策名、施策の概要及び予算額

施 策 名	- 6 - ( 5 ) 廃棄物の不法投棄の防止等
施 策 の 概 要	循環型社会を形成する上で、その前提条件である廃棄物の適正処理を確保するために、不法投棄等の不適正処理の防止等、廃棄物等の適正な輸出入及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保を図る。
予 算 額	3,524,335 千円

### 目標・指標、及び目標の達成状況

目 標	廃棄物の不法投棄や違法な輸出入の未然防止等を図る。
達成状況	不法投棄の未然防止・拡大防止について努めるとともに、違法な廃棄物の輸出入の未然防止を図った。

下位目標1	産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量を、平成11年度に対し、平成22年度においておおむね半分に削減する。			
指 標	H13年度	H14年度	H15年度	H22年度
産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量	1,150件	934件	894件	目標値 平成11年度に対しておおむね半減
	24.2万t	31.8万t	74.5万t	
達成状況	産業廃棄物の不法投棄の状況（平成15年度）については、平成11年度（1,049件、43.3万t）に対し、量は72%増加したが、件数は15%減少した。また、前年度（平成14年度）に比べ、量は増加したが、件数は約4%減少している。			

下位目標2	平成16年度から5年以内に、5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数を0にする。
-------	---

指 標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H21年度
産業廃棄物の不法投棄件数	5件	9件	4件		0件
達成状況	5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数(平成15年度)については、前年度(平成14年度)に比べ5件減少している。				

下位目標3	廃棄物等の適正な輸出入を確保する。				
指 標	H14年	H15年	H16年	目標値	H - 年
バーゼル法輸出承認件数	3件	5件	11件		-
バーゼル法輸入承認件数	17件	19件	19件	-	
指 標	H14年度	H15年度	H16年度		H - 年度
廃棄物処理法輸出確認件数	3件	43件	78件		-
廃棄物処理法輸入許可件数	2件	4件	1件	-	
達成状況	<p>平成16年度においても、廃棄物等の違法な輸出事件が発生することはなかった。</p> <p>アジア地域における廃棄物等の輸出入に関する情報交換等を目的とし、アジア各国のバーゼル条約担当者を招いたワークショップの開催やウェブサイトの試行運用を行った。</p>				

下位目標4	化学物質管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理を確保する。				
達成状況	<p>ストックホルム条約の発効、農水省の分解処理支援事業が開始されたことから、残留性有機汚染物質(POPs)のうち、農薬系のPOPsの処理について技術的留意事項を整理し、都道府県・保健所設置市に通知した。</p> <p>使用済み製品中に有害廃棄物が含まれるものとして、特に取扱いに注意が必要な、廃バッテリーと非飛散性アスベスト廃棄物に関して、処理ガイドラインを作成した。</p>				

#### 評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>不法投棄等の不適正処理や不正輸出は、廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、その防止等対策は必要である。</p> <p>本施策は、循環型社会の形成に当たっての前提となる廃棄物の適正処理の確保に不可欠な施策であり、国民や社会のニーズに照らし、優先度の高いものである。</p>
-----	--

【有効性】(達成された効果等)

廃棄物の適正な処理を確保するため、第159回国会に、広域的な廃棄物処理に係る紛争における国の役割の強化、廃棄物処理施設を巡る問題への対応、不法投棄等を目的とする運搬や硫酸ピッチの不適正保管に対する罰則の強化等を内容とする「廃棄物処理法改正法案」を提出し、平成16年 4月21日成立、10月27日に施行した。

平成16年 6月、大規模不法投棄事案の5年以内の撲滅を当面の目標に、

地域における意識の向上、

廃棄物処理体制の強化、

制度を支える人材の育成、

を柱とする不法投棄撲滅アクションプランを策定した。

アクションプランに沿い、廃棄物運搬車両のステッカー貼付、優良産業廃棄物業者の育成、行政における人材育成のための産廃アカデミーの開設等を進めている。

また、地方環境対策調査官事務所の体制を強化するとともに、不法投棄に関する国民からの情報を環境省でも受け付ける体制を整えるなど、都道府県等と連携した監視体制の強化等を図った。

不法投棄ホットラインに寄せられた情報をもとに、業者の敷地内での廃棄物の埋立が確認され、業者が撤去を行うなどの効果を上げた。

平成16年3月に発覚した岐阜市における大規模事案については、岐阜市における行政体制の強化、行為者等の責任追及、事案の経過の検証等を行うよう、岐阜市に対し助言を行った。

また、発覚したマニフェストの偽造を踏まえ、電子化を推進するとともに、罰則等の制度強化を進めている。

都道府県等が代執行として行う支障の除去等については、平成10年 6月以降に不適正処分された事案に関し、産業廃棄物適正処理推進センター基金の補助により平成16年度末までに延べ48件の事案の支障の除去、適正処理等を行うとともに、平成10年 6月以前に不適正処分された事案に関しても、平成15年 6月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき、平成16年度末までに5事案について、県が定めた実施計画に環境大臣が同意した。

廃棄物等の適正な輸出入の確保については、廃棄物処理法・バーゼル法の該否に関する輸出入予定者の事前相談、税関との連携等により、違法な輸出入等が防止されるとともに、特別管理廃棄物の適正な処理については化学物質や感染性廃棄物の管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理方策を推進した。

また国際的には、資源循環に関して日本とつながりの深いアジア地域における情報交換体制（ネットワーク）の構築に着手し、アジア各国のバーゼル条約担当者を招いたワークショップの開催及びウェブサイトの試行運用を行った。

廃棄物等の不適正な輸出を未然に防止するため、第162回国会に、廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪の創設を含む「廃棄物処理法改正案」を提出した。

廃棄物の輸出入の申請にあたって、一年間に複数回同じ内容の廃棄物の輸出入を行う場合には、一括して申請を行い環境大臣の輸出確認又は輸入許可を受けることができる等の申請手続の合理化等を内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を平成17年3月7日に公布、施行した。

【効率性】（効果とコストとの関係に関する分析等）

不法投棄等の廃棄物の不適正処理によって生じた生活環境保全上の支障の除去を行うには巨額の費用（例えば、豊島の事案であれば約450億円、青森・岩手県境の事案であれば約650億円が見積もられている）が必要であり、こうした事態を出来る限り回避するため、未然防止対策に重点化していくことが効率的である。

< 目標に対する総合的な評価 >

法改正など対策の充実が図られ、目標の達成に向けて進展があったと考えるが、不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。目標の達成に向け、引き続き施策の強化、充実、適正な実施が必要である。

今後の課題

不法投棄等の不適正処理の防止については、平成16年3月に発覚した岐阜市における大規模事案や硫酸ピッチの大量保管事案等、依然として深刻な状況にある。

したがって、悪質・巧妙化してきている不法投棄に対し、5年以内に早期対応により大規模事案（5,000トンを超えるもの）をゼロとすることを当面の目標とし、更なる対策の強化、充実が必要である。

このため、第162回国会に、保健所設置市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無許可営業等に係る罰則の強化等を内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出したところである。

支障の除去等への効果的な支援、産廃特措法による財政支援など、支障の除去等措置の効果的な推進を引き続き図っていく必要がある。

廃棄物等の適正な輸出入の確保については、廃棄物処理法・バーゼル法の該否に関する事前相談等を通じ（平成16年度の当省への事前相談件数：787件、経年的に増加傾向。）該当する場合は法の手続きに基づいて適切に行われる必要がある。また、近年、廃棄物まがいのものを輸出しようという動きが高まってきているが、一方、平成16年6月のG8サミットで小泉首相が提案し、平成17年4月に開催する予定の「3Rイニシアティブ閣僚会合」でも、循環資源の越境移動は大きな関心事項であり、本会合での議論も踏まえ、資源循環のための適正な輸出を確保する必要がある。

これらに的確に対応するための環境省、経産省及び税関による国内チェック体制の整備に加え、「3Rイニシアティブ閣僚会合」のフォローアップとして、平成15年度より構築を開始したアジア廃棄物不法輸出入防止国際ネットワークや、アジア太平洋地域における電気・電子廃棄物の適正処理に関するバーゼル条約事務局との連携等を通じて、引き続き各国連携の強化等を図っていく必要があり、そのための組織的強化が必要である。

特別管理廃棄物の適正な処理の確保については、POPs条約への対応、PRTR法の施行といった化学物質管理対策の強化の動き等に対して、特別管理廃棄物の項目の追加、処理基準の強化等に向けた調査検討を進めていく必要がある。

### 政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>制度面では、不法投棄等を目的とする運搬や硫酸ピッチの不適正保管に対する罰則強化等を内容とする改正廃棄物処理法を適切に運用するとともに、マニフェストや輸出入に関する規制等の一層の強化を図っていく。</p> <p>また、平成17年10月に設置される地方環境事務所による対応の強化など、国の体制整備に加え、人材や優良業者の育成等の不法投棄の対策を総合的に推進するとともに、国際的な3R推進のためにも、廃棄物等の不法輸出入対策に関する国際的連携の強化等、施策の見直し等を行っていく。</p>

### 特記事項

大規模な不法投棄事案は生活環境上の影響も大きいことから、不法投棄撲滅アクションプラン（平成16年6月策定）に掲げた目標（平成16年度から5年以内に、5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄を0にする）を下位目標2として追加した。

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 6 - ( 5 ) 廃棄物の不法投棄の防止等	
施策共通の主な政策手段等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>・ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法</li> <li>・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律</li> </ul>	
事務事業名 ( 関連下位目標番号 )	事業の概要	主な政策手段等
不法投棄等の不適正 処理対策の実施 ( 下位目標1、2 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物の不法投棄の未然防止・拡大防止のため、都道府県等が行う監視活動に対して補助。</li> <li>・ 地方調査官事務所の体制を整備し、不法投棄防止のネットワークを構築。</li> <li>・ 都道府県等が代執行として行う原状回復事業に対して支援するための基金制度の運用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物適正処理監視等推進費 ( 212百万円 )</li> <li>・ 産業廃棄物不法投棄ネットワーク強化事業 ( 20百万 )</li> <li>・ 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 ( 3,170百万円 )</li> <li>・ 不法投棄事案対応支援事業 ( 28百万円 )</li> </ul>
廃棄物等の適正な輸 出入の確保 ( 下位目標3 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害廃棄物等の輸出入等の規制を適切に実施するため、バーゼル法及び廃棄物処理法の施行及び運用。</li> <li>・ バーゼル条約制定の趣旨やバーゼル法による規制内容等の周知を図り、廃棄物の不法輸出を防止することを目的としたバーゼル法説明会の全国各地での開催。</li> <li>・ 環境省・経済産業省における有害廃棄物等の輸出入等に関する事前相談。</li> <li>・ アジア地域において関係諸国が連携して廃棄物の不法輸出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バーゼル条約対策費 ( 32百万円 )</li> <li>・ 不法輸出入防止・国際循環戦略検討事業費 ( 14百万円 )</li> </ul>

	入の防止に取り組む体制の構築。	
特別管理廃棄物の適正な処理の確保 (下位目標4)	・ 廃棄物における安全と安心の確保を図るための、有害化学物質等が含まれる廃棄物の管理対策に関する調査・検討の実施。	・ 特別管理廃棄物処理基準設定費 (28百万円)

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) -6-(5) 廃棄物の不法投棄の防止等 (下位目標1)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量	件 万t	894 74.5 (H15年度)	H11年度に対しお おむね半減 (H22年度)
指標の解説(指標の算定方法) 平成15年度の都道府県及び保健所設置市への調査アンケートによる算定			
評価に用いた資料(インターネットで公表) 産業廃棄物の不法投棄の状況(平成15年度)について(平成16年12月28日公表)	特記事項(外部要因の影響など) -		
目標値設定の根拠 産業廃棄物最終処分量の目標値設定と連動			

(施策名) -6-(5) 廃棄物の不法投棄の防止等 (下位目標2)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 産業廃棄物の不法投棄件数	件	4 (H15年度)	0 (H21年度)
指標の解説(指標の算定方法) 都道府県及び保健所設置市への調査アンケートによる算定			
評価に用いた資料(インターネットで公表) 産業廃棄物の不法投棄の状況(平成15年度)について(平成16年12月28日公表)	特記事項(外部要因の影響など) -		
目標値設定の根拠 不法投棄撲滅アクションプラン (平成16年 6月公表)			

(施策名) -6-(5) 廃棄物の不法投棄の防止等 (下位目標3)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) バーゼル法輸出承認件数 バーゼル法輸入承認件数 廃棄物処理法輸出確認件数 廃棄物処理法輸入許可件数	件	11 件 19 件 78 件 1 件 (H16年度)	- - - - ( - )
指標の解説(指標の算定方法) 事業者からの輸出入申請による算定			
評価に用いた資料(インターネットで公表)	特記事項(外部要因の影響など) -		
目標値設定の根拠 -			